

# 平成21年度障害福祉サービス報酬改定（案）の概要

(注) 以下の内容については、今後変更がありうるものである。

## I. 基本的な考え方

平成21年4月の障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定については、プラス5.1%の改定を行うこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次の基本的な視点に立った改定を行う。

### 1. 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

### 2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するためには、サービス提供事業者が安定して事業を運営していくことができる状況が必要であることから、それぞれの事業の実情を十分に踏まえた上で、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

### 3. サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

### 4. 地域生活の基盤の充実

地域生活を支える各種サービスの基盤整備を更に進めることが必要であることから、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

### 5. 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所によるサービス提供や中山間地域等に居住している者に対する訪問系サービスの提供を評価することにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

### 6. 新体系への移行の促進

新体系事業に移行した事業所は全体の約3割（平成20年4月現在）であり、移行をより一層促進するためには、新体系事業の報酬について旧法施設における人員配置等も踏まえてその充実を図ることが重要であり、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

## II. 各サービスの報酬・基準見直し（案）の概要

### 1. 新体系事業

#### (1) 共通的事項

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、
    - ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護）に関しては、
      - ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等）
      - ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上等）
      - ③ 重度障害者への対応（障害程度区分5以上の利用者の割合が30%（居宅介護の場合）以上）
- に取り組む事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

特定事業所加算（Ⅰ）	（①～③のすべてに適合）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	（①及び②に適合）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	（①及び③に適合）	所定単位数の10%を加算

- ・ 療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、
    - ① 社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
    - ② 常勤職員の割合が75%以上の事業所又は勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所
- が提供するサービスについて評価を行う。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（①に適合）  
（日中活動系 10単位/日・居住系7単位/日）

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（②に適合）  
（日中活動系 6単位/日・居住系 4単位/日）

※（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定可能とする。

- 地域における小規模事業所の役割に着目し、小規模事業所により提供されるサービスへの配慮を行うため、日中活動系サービスについて基本報酬において定員20人以下の場合の単価を設ける。

定員20人以下	生活介護	1,299～583単位/日
	機能訓練	785単位/日
	生活訓練	748単位/日
	就労移行支援	850単位/日
	就労継続支援A型	590単位・539単位/日
	就労継続支援B型	590単位・539単位/日

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、食費負担を原材料費相当にする措置（食事提供体制加算）の適用期限を平成24年3月31日に延長する。
- 生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、サービス利用を予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に、事業者において既にサービス提供体制を整えていること等に着目し、利用中止（欠席）時に行うフォローアップについて評価を行う。

**欠席時対応加算 94単位（1月につき4回まで）**

- 指定基準上看護職員の配置を要しない児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、医療的なケアを要する者に対し、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護職員の訪問を受けて提供される看護について評価を行う。

**医療連携体制加算 500単位/日（利用者1人）  
250単位/日（利用者2人以上）**

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、視覚障害、聴覚障害及び言語機能障害のある者並びに知的障害も含めた重複障害者の支援体制の強化を図るため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件を緩和する。

**現行要件：視覚障害者等の人数が15人以上かつ30%以上  
→ 「15人以上」という要件は撤廃。「30%以上」の算定に当たり、重複障害のある者をダブルカウント。**

- 新事業移行時特別加算について、新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施。）。

## (2) 居宅介護

- 身体介護については、サービスの効果的な実施を推進する観点から、短時間の訪問について評価を行う。家事援助については、経営実態調査の結果を踏まえた基本報酬の見直しを行う。

身体介護（30分未満）	230単位/回	→	254単位/回
家事援助（30分未満）	80単位/回	→	105単位/回
（1時間未満）	150単位/回	→	197単位/回
（1時間30分未満）	225単位/回	→	276単位/回

- 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う。

特別地域加算 所定単位数の15%を加算

- サービス提供責任者において特に労力を要する初回時及び緊急時の対応について評価を行う。

初回加算 200単位/月

緊急時対応加算 1回につき100単位(月2回まで)

### (3) 重度訪問介護

- 基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえた単価見直しを行うとともに、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行う。

(1時間未満) 160単位/回 → 183単位/回

(1時間30分未満) (新設) → 274単位/回

(2時間未満) 320単位/回 → 365単位/回

1時間増すごとに143~152単位 → 30分増すごとに81~86単位

- 2人の従業者による移動介護について評価を行うとともに、居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

### (4) 行動援護

- 基本報酬において、居宅介護(身体介護)と同様に短時間のサービス提供を評価するとともに、その利用の実情を踏まえ、1日当たり5時間以上8時間未満のサービスについて評価を行う。

(5時間30分未満) 1,768単位/回

(6時間未満) 1,916単位/回

(6時間30分未満) 2,064単位/回

(7時間未満) 2,212単位/回

(7時間30分未満) 2,360単位/回

(7時間30分以上) 2,508単位/回

- 居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

### (5) 生活介護

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、手厚い人員配置をとってきた事業所によるサービスを加算で評価する。

生活介護サービス費(I)～(XI) → 生活介護サービス費

(定員21人～40人の場合)

障害程度区分6	1,170単位/日
障害程度区分5	884単位/日
障害程度区分4	633単位/日
障害程度区分3	572単位/日
障害程度区分2以下	525単位/日

		(定員60人以下)	(定員61人以上)
人員配置体制加算	(1.7:1)	265単位	246単位/日
	(2:1)	181単位	166単位/日
	(2.5:1)	51単位	44単位/日

- 自立訓練(機能訓練)と同様にリハビリテーション加算を創設。

(6) 児童デイサービス

- 基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえ、他の日中活動系サービスと同様に利用率を勘案した見直しを行う。併せて、児童デイサービス費(II)について、その算定を引き続き可能とした上で、サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価する。

児童デイサービス費(I)(1日当たり)

平均利用者1日10人以下	754単位	→	定員10人以下	828単位
11～20人	508単位	→	11～20人	558単位
21人以上	396単位	→	21人以上	435単位

児童デイサービス費(II)(1日当たり)

平均利用者1日10人以下	407単位	→	定員10人以下	689単位
11～20人	283単位	→	11～20人	465単位
21人以上	231単位	→	21人以上	349単位

- 常時見守りが必要な障害児の支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導などを行うための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて評価を行う。

指導員加配加算 193～77単位/日

## (7) 短期入所

- 短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を設ける。

### 福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) (18歳以上の者が利用する場合)

障害程度区分6	581単位/日
障害程度区分5	509単位/日
障害程度区分4	307単位/日
障害程度区分3	231単位/日
障害程度区分2及び1	166単位/日

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備促進を図る観点から、
  - ・ 充実した看護体制(7:1以上)をとる医療機関により提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を設ける。

### 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ) 2,600単位/日

- ・ 医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。

### 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) ~ (Ⅲ)

(宿泊を伴わないメディカルショート) 2,480~1,300単位/日

- サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等の手間を勘案し、連続30日以内の利用についてこれらの手間を評価する。

### 短期利用加算 30単位/日 (利用開始から30日以内)

- 障害者支援施設等の入所施設以外の事業所(いわゆる単独型事業所)によるサービスについて、基準の明確化を図るとともに、評価を行う。

### 単独型加算 130単位/日

- 短期入所のサービスの質の向上を図る観点から、重度障害者に対する手厚い支援及び栄養士の配置による食事の提供について評価を行う。

### 重度障害者支援加算 50単位/日

栄養士配置加算 22単位・12単位/日

- 利用者負担上限額管理加算を算定可能とする。

(8) 重度障害者等包括支援

- 重度訪問介護の基本報酬の単価見直し等を踏まえ、報酬単価を見直す。

4時間当たり 700単位 → 800単位

- 居宅介護と同様に、中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて特別地域加算を設ける。

(9) 共同生活介護（ケアホーム）

- 地域の中での少人数単位の支援を評価する観点から、基本報酬について、世話人の配置に応じた評価とする。また、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。

共同生活介護サービス費（障害程度区分に応じ）

444～210単位/日	→	世話人4：1	645～294単位/日
		世話人5：1	594～243単位/日
		世話人6：1	561～210単位/日
		体験利用	675～324単位/日

- 夜間支援体制加算について、支援対象者数4人から人数に応じた評価を行うこと等により、少人数単位で行う支援を評価する。

夜間支援体制加算+小規模事業 夜間支援体制加算（対象者4人）	→	夜間支援対象者4人以下
		224～50単位/日 → 314～107単位/日
⋮		⋮
夜間支援対象者10人	→	夜間支援対象者8人～10人
97～24単位/日		171～59単位/日
⋮		⋮
夜間支援対象者21人以上	→	夜間支援対象者21人以上
56～1単位/日		78～5単位/日

- 共同生活介護の利用者が心身の状況等により日中活動系サービス等を利用できない場合における加算について、障害程度区分2及び3の者の算定を可能とする。

日中支援加算	障害程度区分4～6	539単位/日（変更なし）
	障害程度区分2及び3	270単位/日（新規）

- 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援について評価を行う。

地域生活移行個別支援特別加算 670単位/日（原則3年を上限）

- 経過措置として設けてきた小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算を廃止する。

(10) 施設入所支援

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、食事・入浴等の支援も含めた手厚い人員体制を加算で評価するとともに、重度障害者支援加算についても利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

施設入所支援サービス費(I)～(XI) → 施設入所支援サービス費

(定員40人以下の場合)

障害程度区分6	400単位/日
障害程度区分5	328単位/日
障害程度区分4	256単位/日
障害程度区分3	180単位/日
障害程度区分2以下	115単位/日

夜勤職員配置体制加算	(定員40人以下で夜勤2人以上)	38単位/日
	(定員60人以下で夜勤3人以上)	30単位/日
	(定員61人以上100人以下で夜勤4人以上)	25単位/日

重度障害者支援加算(II)

施設入所支援サービス費の 算定区分に応じ	利用者個人の障害程度区分及び 人員配置体制加算等の算定状況に応じ
40～799単位/日	→ 10～735単位/日

- 強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

重度障害者支援加算(II) 算定開始日から90日間につき、更に700単位/日を加算

- 医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。

夜間看護体制加算 60単位/日

- 入所前からのアセスメント等の支援を入所後当初において評価を行う。

入所時特別支援加算 30単位/日（入所日から30日間）



- 土日等日中活動サービスを算定しない日における入所施設によるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に加算により評価する。

土日等日中支援加算 90単位/日

- 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援について評価を行う。

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ） 12単位/日（体制加算）

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ） 306単位/日（原則3年上限の個人加算）

- 入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に定員40人以下の小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について評価を行う。

栄養士配置加算（Ⅰ） 27単位/日（定員40人以下の場合）

栄養士配置加算（Ⅱ） 15単位/日（同上）

栄養マネジメント加算 10単位/日

経口移行加算 28単位/日

経口維持加算 28単位・5単位/日

療養食加算 23単位/日

- 旧法入所施設からの移行者に係る報酬の算定期限を撤廃する。

#### （11）自立訓練（機能訓練）

- 経営実態調査の結果を踏まえ、訪問による訓練も含め、基本報酬の見直しを行う。

機能訓練サービス費（Ⅰ）（定員21～40人の場合）

668単位/日 → 701単位/日

**機能訓練サービス費（Ⅱ）（訪問訓練）**

（1時間未満） 187単位 → 254単位

（1時間以上） 280単位 → 584単位

（1日） （新規） → 750単位（視覚障害者の専門的訓練）

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを実施することについて評価を行う。

**リハビリテーション加算 20単位/日**

**（12）自立訓練（生活訓練）**

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、訪問訓練の充実を図るため、単価を見直す。

**生活訓練サービス費（Ⅱ）（訪問訓練：上限週2回→月14回かつ6月50回）**

（1時間未満） 187単位 → 254単位

（1時間以上） 280単位 → 584単位

**（宿泊型自立訓練）**

- 基本報酬について、知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設における訓練の実情を踏まえ、利用開始から2年間の単価を一定とする。

**生活訓練サービス費（Ⅲ）（宿泊型）**

（1年以内） 270単位/日 → （2年以内） 270単位/日

（1年超） 162単位/日 → （2年超） 162単位/日

- 利用者の地域移行を促進するため、地域移行支援員を手厚く配置することについて評価を行う。

**地域移行支援体制強化加算 55単位/日**

- 一般の事業所で就労する利用者が大半を占める宿泊型自立訓練事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、日中において雇用先事業所との調整等の通勤者の生活面の支援をきめ細かく行う事業所による支援について評価を行う。

**通勤者生活支援加算 18単位/日**

- 入院時、帰宅時、退所時や、心身の状況等により出勤等ができない場合の日中における利用者の支援について、他の居住系サービスにおける報酬上の取扱いを踏まえ、報酬上の評価を明確化する。

入院時支援特別加算	1, 122単位・561単位（1月に1回）
長期入院時支援特別加算	76単位/日
帰宅時支援加算	374単位・187単位（1月に1回）
長期帰宅時支援加算	25単位/日
地域移行加算	500単位（利用中1回、退所後1回）
日中支援加算	270単位/日

- 共同生活介護と同様に、地域生活移行個別支援特別加算を設ける。
- 現行では、訓練の重複を避ける観点から、通所型の自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練を同時期に利用することはできないとしていることについて、昼夜を通じた訓練が必要な場合があることにかんがみ、両者の組み合わせ利用を可能とする。

### (13) 就労移行支援

- 基本報酬の一部について、就労移行支援の加算の充実に振り替える。

就労移行支援サービス費（I）（定員21～40人の場合）  
769単位 → 759単位

- 就労移行支援体制加算について、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく報酬上の評価に反映するものへと見直す。

就労移行支援体制加算			
就労定着実績			
20%以上	26単位/日	→	5%以上15%未満 21単位/日
			25%未満 48単位/日
			35%未満 82単位/日
			45%未満 126単位/日
			45%以上 189単位/日

- 一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する事業所のサービスについて評価を行う。

就労支援関係研修修了加算 11単位/日

- 一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる訓練について評価を行う。

施設外就労加算 100単位/日

#### (14) 就労継続支援A型

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制（7.5：1）をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

就労継続支援A型サービス費 → 就労継続支援A型サービス費(I) (7.5：1)  
(定員21～40人の場合)

481単位/日 → 527単位/日

- 一般就労の現場での就労の機会の提供が利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、就労移行支援と同様に、施設外就労加算を設ける。
- 重度者の利用促進を図る観点から、就労継続支援B型と同様に、重度者の利用に着目した評価を行う。

#### (15) 就労継続支援B型

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制（7.5：1）をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。また、これに伴い、障害基礎年金1級受給者の利用に着目した評価について、基本報酬から加算に振り替える。

就労継続支援B型サービス費 (I) (7.5：1)  
(定員21～40人の場合) 527単位/日

重度者支援体制加算 50単位/日 (定員21～40人の場合)

(障害基礎年金1級受給者が利用者の50%以上：(特定旧法指定施設から移行する場合は5%以上(平成24年3月31日まで))

- 現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、目標工賃達成加算の要件を緩和する。

現行要件：前年度の平均工賃が、前々年度の平均工賃を超えていること。

→ 当該要件を廃止する(工賃引き上げ計画に基づく取組等を要件とする。)

- 就労継続支援A型と同様に、施設外就労加算を設ける。

- 基準を超えて指導員を配置することにより、手厚い人員体制（6：1）をもって目標工賃の達成に向けた取組を行う事業所によるサービスについて評価を行う。

目標工賃達成指導員配置加算 72単位/日（定員21～40人の場合）

#### （16）共同生活援助（グループホーム）

- 基本報酬について、共同生活介護と同様に、世話人の配置に応じた評価とするとともに、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。

共同生活援助サービス費（1日につき）

171単位・116単位	→世話人4：1	257単位
	世話人5：1	211単位
	世話人6：1	181単位
	世話人10：1	120単位
	体験利用	287単位

- 夜間における防災体制の強化を図るため、警備会社との契約等により夜間の防災体制を整える事業所によるサービスについて評価を行う。

夜間防災体制加算 25～12単位/日（夜間利用者数に応じ）

- 共同生活介護と同様に、利用者が心身の状況等により就労又は日中活動系サービスの利用ができない場合の日中支援加算、及び医療観察法に基づく通院医療の利用者等についての地域生活移行個別支援特別加算を設ける。
- 小規模事業加算を廃止する。

#### （17）指定相談支援

- 質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所によるサービスについて評価を行う。

特定事業所加算 450単位/月

- 居宅介護と同様に、中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて特別地域加算を設ける。

## 2. 旧法施設

- 入所施設における食事・入浴等の手厚い支援及び栄養管理の実施を基本報酬で評価するとともに、入所施設・通所施設ともに、福祉専門職員の配置等の評価を基本報酬に取り込む。これに伴い、入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

(例)

旧知的障害者更生施設支援費（定員41～60人の入所更生施設の場合）

区分A 778単位/日 → 817単位/日

区分B 692単位/日 → 731単位/日

区分C 531単位/日 → 570単位/日

旧身体障害者授産施設支援費（定員41～60人の通所授産施設の場合）

区分A 452単位/日 → 457単位/日

区分B 437単位/日 → 442単位/日

区分C 404単位/日 → 409単位/日

- 新体系事業における各種加算の見直し内容及び各旧法施設の事業内容等を踏まえ、新体系事業と同様に、
  - ・ 通所施設について、食費負担を原材料費相当にする食事提供体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、欠席時対応加算を設ける。
  - ・ 身体障害者更生施設等における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を中心とする個別のリハビリテーションの実施について、加算を設ける。
  - ・ 知的障害者入所更生施設における、強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び知的障害者通所施設についての栄養管理体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施。）。

### 3. 障害児施設

- 経営実態調査の結果を踏まえ、障害児通園施設の基本報酬及び幼児加算の見直しを行う。また、難聴幼児通園施設については、定員20人の報酬区分を設ける。

知的障害児通園施設給付費（定員31～40人の場合）

607単位/日 → 637単位/日

幼児加算 264単位/日 → 277単位/日

盲ろうあ児施設給付費のうち難聴幼児通園施設

（定員20人）                      （新規）                      → 1,216単位/日

（定員21～30人）                      1,019単位/日 → 1,070単位/日

（定員31～40人）                      937単位/日 → 984単位/日

肢体不自由児施設給付費のうち肢体不自由児通園施設

316単位/日 → 332単位/日

幼児加算 264単位/日 → 277単位/日

- 障害児入所施設における食事・入浴等の手厚い支援の実施を基本報酬で評価する。
- 被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から、心理担当職員を配置する知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設によるサービスについて評価を行う。

心理担当職員配置加算 26単位/日（定員31～40人の場合）

- 投薬等の医学的管理を必要とする児童の処遇向上を図る観点から、基準上看護職員の配置を要しない知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設のうち、看護師を配置する事業所によるサービスについて評価を行う。

看護師配置加算 38単位/日（定員31～40人の場合）

- 利用者の便宜と社会資源の有効活用を図る観点から、盲児施設及びろうあ児施設の基本報酬について、知的障害児が利用する場合の報酬単価を設定する。

- 難聴幼児通園施設に関し、人工内耳装用児に対する丁寧な支援について評価を行う。

人工内耳装用児支援加算 608単位/日（定員20人の場合）

- 通園施設による家族支援を強化するため、家庭連携加算の算定回数を見直す。

家庭連携加算 1月に2回を限度 → 1月に4回を限度

- 新体系事業と同様に、
  - ・ 社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所又は常勤職員の割合が75%以上の事業所若しくは勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所によるサービスについて、福祉専門職員配置等加算を設ける。
  - ・ 施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理を行う入所施設によるサービスについて加算を設ける。
  - ・ 通園施設について、食費負担を原材料費相当にする食事提供体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、欠席時対応加算を設ける。
  - ・ 地域移行加算を設け、入所施設による退所時の支援について評価を行う。

地域移行加算 500単位（入所中1回、退所後1回）

- ・ 知的障害児施設及び第二種自閉症児施設における、強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。
- 激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施。）。